

2024年6月3日

各位

会社名 地域新聞社  
代表取締役社長 細谷 佳津年

(コード番号：2164 東証グロース)

《本件専用お問合せ窓口》

地域新聞社  
ライツ・オファリング 問合わせ係  
047-485-1107

2024年6月3日(月)～2024年9月11日(水)  
但し土・日・祝日を除く平日9:00～17:00

## ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するQ&A

2024年6月3日付公表「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」(URL:<https://chiikinews.co.jp/news/category/ir/>)にてお知らせいたしましたノンコミットメント型ライツ・オファリング(以下「本ライツ・オファリング」といい、本ライツ・オファリングにより発行される当社第7回新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。)に関する、よくあるご質問を、Q&Aとしてまとめましたので、ご参照いただけますようお願いいたします。

なお、本ライツ・オファリングにつきましては、2024年6月28日開催予定の当社臨時株主総会において、その実施に関して、当該株主総会にご出席

された（書面投票を含みます。）株主の過半数の承認を得ることを条件としております。本ライツ・オファリングにおいて、本新株予約権の割当てを受ける2024年7月11日（株主確定日）の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様、及び、同日時点において当社株主ではない方（同日の最終の株主名簿に記載又は記録されていない方）で本新株予約権の市場等における取得をご検討の方におかれましては、「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」も併せてご参照いただき、本ライツ・オファリングの内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

#### ■ 2024年7月11日時点において当社株主の方（本新株予約権が無償で付与される方）

本ライツ・オファリングにおける株主確定日である2024年7月11日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様につきましては、特に手続きを経ることなく無償にて本新株予約権が割り当てられます。割り当てられた本新株予約権につきましては、基本的に

- ① 本新株予約権を行使して普通株式を取得する（なお、本新株予約権の行使には行使価額の払込みが必要となります。）
- ② 本新株予約権を市場等で売却する

のいずれかを選択することができます。なお、本新株予約権の行使期間満了日（2024年9月11日）までにいずれの手続きも実施されない場合には、本新株予約権は失権（消滅）し、普通株式の株価が下落した場合にはこれによる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性がございますので、ご注意ください。

なお、割り当てられた本新株予約権とは別に、上場期間中、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）を通じて、新たに本新株予約権を購入することもできます。

#### ■ 2024年7月11日時点において当社普通株式をお持ちではなく、新たに本新株予約権の購入を検討されている方

本新株予約権は、2024年7月12日以降、東京証券取引所に上場される予定であることから、本ライツ・オファリングの株主確定日である2024年7月11日の最終の株主名簿に記載又は記録されていない方につきましても、上場期間中は東京証券取引所を通じて本新株予約権を購入することができ、購入した本新株予約権を行使して普通株式を取得し、又は、上場期間中、東京証券取引所を通じて本新株予約権を売却することが可能です。なお、本新株予約権の行使には行使価額の払込みが必要となります。ただし、本新株予約権の取得後、本新株予約権の行使期間満了日（2024年9月11日）までに、本新株予約権の行使も売却も行わなかった場合は、本新株予約権は失権（消滅）することとなり、本新株予約権の行使により普通株式を取得する機会を喪失することとなりますので、ご注意ください。

■ 本新株予約権の売付け、買付け、権利行使に際してのご留意点

- 1) 本新株予約権のお取引（売付け、買付け、権利行使）は、株主又は投資家の皆様が、本ライツ・オファリングの内容について十分にご理解いただいた上で、ご判断をいただくものです。
- 2) 株主又は投資家の皆様ご自身でのお取引先証券会社とのお手続きが必要なため、お取引開始にあたり必要な書類、必要な手続き期間の事前確認が必要となります。

お取引先証券会社によっては、各証券会社内の社内手続き等の理由により、実際の行使請求取次の受付期間が、本新株予約権の発行要項に定める行使期間（2024年7月12日から同年9月11日まで）よりも短く設定されている可能性があります。

また、お取引先証券会社により、本新株予約権の売買の手続きや売買請求の受付最終日等が異なる場合があります。期日間際のお手続きでは間に合わない場合がありますので、必ずご自身でお取引先証券会社へ事前の確認をお願いいたします。

なお、当社では株主の皆様のお取引情報についてはわかりかねますので予めご了承ください。

また、2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、本新株予約権の行使取次停止期間となっており、本新株予約権の行使請求を行うことができません。

- 3) 上場株式等の受渡日は約定日から3営業日となりますのでご注意ください。

## ～Q&Aの目次～

1. 株主総会の承認を得ることについて・・・P. [5]
  2. ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて・・・P. [6]
  3. 本新株予約権の割当てについて・・・P. [11]
  4. 本新株予約権の行使について・・・P. [13]
  5. 本新株予約権の売買について・・・P. [18]
  6. 税務上の取扱い等について・・・P. [21]
  7. 株主の皆様における大量保有報告書等の提出義務について・・・P. [23]
- (ご参考) 本ライツ・オファリング・スケジュールについて・・・P. [26]

1. 株主総会の承認を得ることについて

Question	Answer
<p>Q 1 - 1</p> <p>株主総会の承認を得る理由について</p>	<p>A 1 - 1</p> <p>新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりましたが、本ライツ・オファリングにおいては、（i）本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、（ii）東京証券取引所の有価証券上場規程第 304 条第 1 項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、臨時株主総会（2024 年 6 月 28 日開催予定）において、本ライツ・オファリングの実施に関して、当該株主総会にご出席（書面投票を含みます。）された株主の過半数の承認を得ることを条件として、本ライツ・オファリングを実施することといたしました。</p>
<p>Q 1 - 2</p> <p>株主総会で当該議案の議決権行使が可能な株主はいつの時点の株主か</p>	<p>A 1 - 2</p> <p>本ライツ・オファリングの実施に関しては、2024 年 3 月 31 日を基準日とした 6 月 28 日開催予定の臨時株主総会でお諮りする予定です。従いまして、上記基準日時点での最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が当該臨時株主総会において議決権を行使できることとなります。</p>
<p>Q 1 - 3</p> <p>株主総会の承認を得ることの具体的な内容は</p>	<p>A 1 - 3</p> <p>本ライツ・オファリングについては、当該株主総会にご出席（書面投票を含みます。）された株主の皆様の過半数の承認を得ることが条件とされております。</p>
<p>Q 1 - 4</p> <p>株主総会で否決された場合はどうするのか</p>	<p>A 1 - 4</p> <p>本ライツ・オファリングは株主総会での承認を得られることを条件としておりますので、本ライツ・オファリングに係る議案が 2024 年 6 月 28 日開催予定の臨時株主総会で否決された場合には本ライツ・オファリングは実施されません。</p>

## 2. ライツ・オフアリングの基本的な仕組みについて

Question	Answer
<p>Q 2 - 1</p> <p>ライツ・オフアリングの概要について</p>	<p>A 2 - 1</p> <p>ライツ・オフアリングは株式会社の資金調達手法の一つであり、新株予約権を発行会社以外の全ての株主に対し無償で割り当てるものであり、当該新株予約権は証券取引所に上場される予定です。当社は、本ファイナンスに係る議案が 2024 年 6 月 28 日開催予定の臨時株主総会で承認されることを条件として、2024 年 7 月 11 日を株主確定日として、当該株主確定日時点の株主の皆様当社普通株式 1 株につき 1 個の本新株予約権を割り当て、交付された本新株予約権が行使期間において行使され行使価額の払込みを受けた場合に、当社普通株式を交付いたします。本新株予約権は、東京証券取引所に上場される予定であるため（東京証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同様です。）、本新株予約権の上場期間中、本新株予約権を市場で売買することが可能です。</p>
<p>Q 2 - 2</p> <p>コミットメント型とノンコミットメント型の相違</p>	<p>A 2 - 2</p> <p>本ライツ・オフアリングは、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するノンコミットメント型のライツ・オフアリングに該当します。これに対して、行使期間満了後に行使されなかった新株予約権を発行会社が一括して取得した後、特定の証券会社が、一定期間内に行使されなかった新株予約権を発行会社から全て譲り受けた上でそれらを行使することを発行会社に対し予め約束し、取得した株式を市場等で売却する設計のライツ・オフアリングをコミットメント型といいます。</p>
<p>Q 2 - 3</p> <p>新株予約権とは何か</p>	<p>A 2 - 3</p> <p>新株予約権とは、その権利を保有する者が、行使期間において予め定められた行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する金額をいいます）を払い込むことにより、発行会社から、株式の交付を受けることができる権利のことをいいます。</p>
<p>Q 2 - 4</p> <p>新株予約権の上場の概要について</p>	<p>A 2 - 4</p> <p>本ライツ・オフアリングにおける株主確定日である 2024 年 7 月 11 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は本新株予約権が無償で割り当てられます。そして、本新株予約権は、当該株主確定日の翌営業日である 2024 年 7 月 12 日に、東京証券取引所に上場される予定であり、上場期間中は同市場での本新株予約権の売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は 2024 年 9 月 6 日を予定しておりますが、東京証券取引所より発表される期日のご確認をお願いいたします。同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、<b>売買の取次の詳細は、必ずご自身で、証券口座をお持ちの証券会社（以下「お取引先証券会社」といいます。）にお問合せください。</b></p>

	<p>また、本新株予約権の行使価額及び行使期間等の詳細な内容につきましては、当社の2024年6月3日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」をご参照ください。</p>
<p>Q2-5 本新株予約権割り当て後の選択肢</p>	<p>A2-5 本新株予約権の割り当て後の選択肢としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本新株予約権の行使をして普通株式を取得する</li> <li>② 本新株予約権の売却する</li> </ul> <p>のいずれかの選択が可能です。</p> <p>本新株予約権を行使する場合、行使価額（本新株予約権1個当たり339円（但し、2024年6月27日（但し、終値がない場合は、その翌営業日の終値とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が339円を下回る場合には、当該終値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。））を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、当社普通株式1株を取得することができます。また、本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができますが、当社普通株式を取得することはできません。なお、行使期間満了日までに①、②いずれの手続きも行わなかった場合には本新株予約権は失権（消滅）いたしますのでご注意ください。</p> <p>本新株予約権の行使、売却の是非につきましては、各株主の皆様ご自身の投資判断によります。株主の皆様におかれましては、2024年6月3日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」 （URL:<a href="https://chiikinews.co.jp/news/category/ir/">https://chiikinews.co.jp/news/category/ir/</a>）及びEDINETより有価証券届出書 （URL:<a href="http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a>）をご参照のうえ、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。</p>
<p>Q2-6 株式価値の希薄化について</p>	<p>A2-6 本新株予約権は各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、各株主の皆様が割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、各株主の皆様が有する持分比率の希薄化は基本的に生じないものと考えております。また、本新株予約権は東京証券取引所に上場がなされる予定であり、本新株予約権の行使を希望しない場合には、上場後に本新株予約権を市場で売却することで、希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補うものと考えております。</p>

<p>Q 2 - 7</p> <p>株式累積投資や株式ミニ投資の取扱い</p>	<p>A 2 - 7</p> <p>各株主の皆様のお取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q 2 - 8</p> <p>外国居住の株主についての、割当て、行使、売買に関する制約</p>	<p>A 2 - 8</p> <p>(米国居住株主の場合)</p> <p>本ライツ・オファリングにおいては、本新株予約権について 1933 年米国証券法の規定に基づく登録等を行うことが、時間的・事務的・費用的な観点から困難であると判断したため、<u>米国居住の株主による本新株予約権の行使を制限させていただいております。</u></p> <p>ただし、<u>本新株予約権の市場での売買については、何ら制限するものではありませんので</u>、米国居住の株主におかれましては、本新株予約権の売却によって売却代金を得ることをご検討いただければと存じます。本新株予約権の売買については、下記 5. 「本新株予約権の売買について」をご参照ください。</p> <p>(米国以外の外国居住者の場合)</p> <p>本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につきご注意ください。</p> <p>その際のお手続きにつきましては、証券会社等によって異なる場合がありますので、お取引先証券会社等へお問い合わせください。</p>
<p>Q 2 - 9</p> <p>信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について</p>	<p>A 2 - 9</p> <p>信用取引に係る各種取扱いの詳細については、各お取引先証券会社へお問合せください。</p>



<p>Q 2-10</p> <p>本新株予約権の行使価額及びその設定理由について</p>	<p>A 2-10</p> <p>当社の2024年6月3日付公表「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」の「6. 発行条件等の合理性」に記載のとおり、本新株予約権1個当たりの行使価額につきましては、339円（但し、2024年6月27日（但し、終値がない場合には、その翌営業日の終値とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が、339円を下回る場合には、当該終値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。））と設定しております。本新株予約権の発行決議日の前営業日又は条件決定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準としたディスカウント率は50%となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使価額の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはありません。したがって、行使価額は、基本的には調達金額と割当比率（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の比率）を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については1：1：1（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数は1個、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株）とし、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、今後の資金使途の為に必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。</p>
<p>Q 2-11</p> <p>本ファイナンスにおける本新株予約権の無償割当てを受ける権利の権利落ちの概要について</p>	<p>A 2-11</p> <p>本新株予約権の無償割当てを受ける権利の権利付最終売買日は2024年7月9日であり、本新株予約権の無償割当てを受ける権利の権利落ちは、2024年7月10日以降、当社普通株式の株価に反映されます。なお、ご参考までに、東京証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は（権利付最終値+新株予約権の行使に際して払い込む金額）÷（1+株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数）により計算することとされております。</p>
<p>Q 2-12</p> <p>従来の「株主割当増資」や「新株予約権の無償割当て」とライツ・オファリングの違いについて</p>	<p>A 2-12</p> <p>ライツ・オファリングにおいては、新株予約権が証券取引所において上場される予定である点が、（株式の）株主割当増資（会社法第202条第1項）や従来の上場を伴わない新株予約権の無償割当て（会社法第277条）と異なるものと当社は理解しております。株主割当増資の場合、株式を引き受ける権利の第三者にする譲渡は基本的に認められず、また、新株予約権の無償割当ての場合においても、新株予約権に譲渡制限が付されている場合はもちろんのこと、そのような譲渡制限がない場合であっても、新株予約権の証券取引所への上場がなければ株主が割り当てられた新株予約権を処分することは現実的には困難と言えます。したがって、これらの方法による場合、株式を引き受ける権利を有する株主又は新株予約</p>

	<p>権の割当てを受ける株主に対し、その行使か失権（消滅）かの二択を事実上迫ることとなります。</p> <p>この点、ライツ・オファリングにおいては、本新株予約権は証券取引所において上場される予定であり、新株予約権の市場取引による売却の選択肢も株主に用意されるため、本新株予約権の行使を望まない新株予約権者は、本新株予約権を市場取引により売却し、その対価を得ることで、ライツ・オファリングにより当社普通株式の株価が下落した場合にも、それにより生じうる経済的不利益を軽減することができると考えられます。</p>
<p>Q 2-13</p> <p>新株予約権無償割当てに伴う株式公開買付規制について</p>	<p>A 2-13</p> <p>本新株予約権の割当てを受ける行為は、新規に発行された有価証券を取得するものですので、原則として、新株予約権の取得を、公開買付けにより行う必要はないと理解しております。しかし、本新株予約権の取得及びその他の株券等の取得が、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する、いわゆる急速な買付けの要件を満たす場合については、例外的に本新株予約権の割当てを受ける行為が公開買付規制の対象となる可能性があるため、ご留意いただく必要があります。</p> <p>同項第 4 号に基づき公開買付けが強制されるのは、大要、① 3 か月以内に、② 10% を超える数の株券等の取得を、株券等の買付け等又は新規発行取得により行う場合であり、③ そのうち 5% を超える数の株券等の買付け等が特定売買等又は市場外取引（公開買付け及び公開買付けの適用除外取引によるものを除きます。）により行われ、かつ、④ 株券等の買付け等又は新規発行取得の後における買付者の株券等所有割合が、その特別関係者（小規模所有者を除きます。）の株券等所有割合と合算して 3 分の 1 を超える場合と規定されています。</p> <p>かかる規定によれば、無償割当てによる本新株予約権の取得及びその他の株券等の取得により、株主（その特別関係者を含みます。）の株券等所有割合が 3 分の 1 を超えることとなり、かつ、上記①乃至③を満たす場合は、③の買付け等につき公開買付けを行っていないという点で、本新株予約権の割当てを受ける行為が公開買付規制に抵触する可能性があると考えられますので、ご理解しておりますので、ご注意ください。</p> <p>詳細につきましては、各株主の皆様ご自身にて個別に弁護士等にご確認ください。</p>

### 3. 本新株予約権の割当てについて

※割当て対象者：株主確定日である2024年7月11日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様

Question	Answer
<p>Q 3 - 1</p> <p>新株予約権の割当て個 数</p>	<p>A 3 - 1</p> <p>普通株式1株につき1個の新株予約権が割り当てられます。</p>
<p>Q 3 - 2</p> <p>本新株予約権の無償割 当てを受けるためには</p>	<p>A 3 - 2</p> <p>本新株予約権の無償割当てにおける<b>株主確定日は2024年7月11日</b>となっておりますので、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様は、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。 <b>本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の上場市場における最終売買日は、2024年7月9日</b>となります。なお、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありませんが、本新株予約権を行使する場合には行使価額を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）お支払いいただく必要があります。</p>
<p>Q 3 - 3</p> <p>新株予約権証券の発行 と権利の把握</p>	<p>A 3 - 3</p> <p>本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。 当社としては、通常、新株予約権の割当てを受ける株主確定日（2024年7月11日）の翌営業日である2024年7月12日に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様が証券口座に新株予約権の残高が記録されることになるものと理解しております。詳しくは、必ずご自身でお取引先証券会社等にお問合せください。</p>
<p>Q 3 - 4</p> <p>本新株予約権の無償割 当て後は、「どのよう な書類」が、「いつ」、 「どこ」に送付されて くるのか</p>	<p>A 3 - 4</p> <p>株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、株主確定日の約2週間後の2024年7月26日前後に、本新株予約権に係る株主割当て通知書等が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。 本新株予約権の行使につきましては、<b>株主割当て通知書等を受領する前から可能であり、また、本新株予約権の上場は2024年7月12日を予定しているため、本新株予約権の売買につきましても2024年7月12日から可能となりますが、各証券会社様により手続き方法が異なりますので、本新株予約権の行使又は売買のお取引を希望される場合は、必ずご自身でお取</b></p>

	<p><u>引先証券会社にお問合せください。</u>なお、本ライツ・オファリングに関し、目論見書は交付されませんが、EDINETより有価証券届出書（URL: <a href="http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a>）を閲覧することが可能です。</p>
<p>Q 3 - 5</p> <p>自己株式と本ライツ・オファリングの関係</p>	<p>A 3 - 5</p> <p>会社法第 278 条第 2 項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。</p>

#### 4. 本新株予約権の行使について

※期間：2024年7月12日～2024年9月11日

Question	Answer
<p>Q 4 - 1</p> <p>本新株予約権の行使手続き</p>	<p>A 4 - 1</p> <p>本新株予約権を行使する場合、証券会社によって手続きが異なる可能性がございますので、まずは各本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様ご自身でお取引先証券会社にお問合せください。証券会社によっては、行使請求取次の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合があるものと理解しております。</p> <p>以下は、書面（振替新株予約権行使請求取次依頼書）で行使請求を受け付けている証券会社における一般的な手続き方法となりますので、ご参照ください。</p> <p>(1) 振替新株予約権行使請求取次依頼書の提出について</p> <p>振替新株予約権行使請求取次依頼書については以下の方法にて入手が可能です。（ただし、証券会社によって行使請求取次依頼書の様式が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問合せください）。</p> <p>①株主確定日である2024年7月11日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様には、株主確定日の約2週間後の2024年7月26日頃に、各株主の皆様が証券会社に登録しております住所宛てに郵送にて届く予定です。</p> <p>②当社のホームページからのダウンロードによる入手も可能です。</p> <p>③お取引先証券会社にお問合せの上、入手いただくことも可能です。</p> <p>次に、振替新株予約権行使請求取次依頼書に必要記載事項を記入、捺印のうえ、本新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社に対してご提出ください。なお、発行要項記載の行使請求受付場所（三井住友信託銀行株式会社 証券代行部）では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。行使の手続きに際しては、お取引先証券会社を通じて行うことになります。</p> <p>(2) 行使価額のお支払について</p>

	<p>お取引先証券会社に、権利行使を希望される本新株予約権の行使価額及び行使に係る証券会社宛支払の手数料（証券会社によって異なりますので、お取引先証券会社にお問合せください。）をお振込みください。例えば、本新株予約権を100個保有している本新株予約権者の皆様が、当該本新株予約権の全部を行使する場合につきましては、下記で計算される金額をお振込みいただくこととなります。</p> <p><u>339円（但し、2024年6月27日（但し、終値がない場合は、その翌営業日の終値とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が339円を下回る場合には、当該終値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。）×100個（行使を希望する本新株予約権の個数）＋行使に関して証券会社に支払う手数料</u></p> <p>ただし、お取引先証券会社によって、行使に関して証券会社に支払う手数料、行使価額の支払い方法等が異なる場合がありますので、詳細につきましては、各お取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q4-2 本新株予約権1個につき何株の普通株式が取得できるか</p>	<p>A4-2 本新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数は1株となっております。従いまして、本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の残高が記録されている証券会社を通じて当社に行使価額を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、行使した本新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することとなります。なお、本新株予約権の行使は、1個単位から可能となります。</p>
<p>Q4-3 1個の本新株予約権の一部（例0.5個）を行使することはできるのか。</p>	<p>A4-3 本新株予約権の発行要項第5項において「各本新株予約権の一部行使はできない」旨定められており、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することはできません。 なお、下記A4-4に記載のとおり、かかる規定は、複数個の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することを禁止する趣旨ではなく、例えば1,000個中500個の行使等が禁止されるものではありません。</p>

<p>Q 4 - 4</p> <p>自己が保有する複数の本新株予約権（例えば 1,000 個）の総数のうちの一部（例えば 500 個）行使について</p>	<p>A 4 - 4</p> <p>本新株予約権の発行要項第 5 項において、「各本新株予約権の一部行使はできない」旨規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、1 個の本新株予約権の一部（例えば 0.5 個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものです。</p> <p>各本新株予約権者の皆様が複数の本新株予約権を保有する場合には、本新株予約権の行使は 1 個単位から可能となっておりますので、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、1,000 個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち 500 個のみを行使し、残りの 500 個は市場で売却することなども可能です。</p> <p>複数個の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することを禁止する趣旨ではありません。ただし、当社普通株式の単元株式数及び市場での売買単位はいずれも 100 株となっているため、本新株予約権の行使の結果、交付される当社普通株式の数が 100 株未満である場合には、単元未満かつ売買単位未満となるため、議決権など当該株式に係る権利の一部が制限され、かつ当該株式については市場での売買は行えませんのでご注意ください。</p>
<p>Q 4 - 5</p> <p>本新株予約権の権利行使可能期間</p>	<p>A 4 - 5</p> <p>本新株予約権者の皆様が本新株予約権を行使できる期間（本新株予約権の発行要項に定める行使期間）は、2024 年 7 月 12 日から同年 9 月 11 日までとされていますが、<u>証券会社にて権利行使の取次業務を行うことによる実務上の制約から、実際には 9 月 11 日の「前日」もしくは「前々日」の営業時間内（もしくは所定時間内）までに権利行使の取次がなされること</u>  <u>が必要となりますのでご注意ください。</u></p> <p><u>また、お取引先証券会社によっては、各証券会社の手続き等のため、実際の行使請求取次の受付期限が、更に以前に設定されている場合がありますので、お取引先証券会社における実際の行使請求取次受付期間は、必ずご自身で、お取引先証券会社のホームページの確認や、問合せをしてください。</u></p> <p><u>また、2024 年 8 月 27 日から 2024 年 8 月 30 日までの間は、本新株予約権の行使取次停止期間となっております、本新株予約権の行使請求を行うことができません。</u></p> <p>原則として、2024 年 9 月 11 日の営業時間内に、振替新株予約権行使請求取次依頼書が証券会社に到着し、受理がなされ、かつ、証券会社にて行使価額の払込みの完了を確認することが要されますのでご注意ください。なお証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセ</p>

	ンターにて受け付けている場合がある場合があります。各本新株予約権者の皆様ご自身にてご確認ください。
Q 4-6 新株予約権の行使価額の払込み（支払い）	A 4-6 各お取引先証券会社に直接お支払いいただくことになります。上記A 4-1（2）を併せてご参照ください。お取引先証券会社によって行使価額の支払い方法が異なる場合がありますので、具体的な支払い方法につきましては、各お取引先証券会社へお問合せください。
Q 4-7 株式発行（取得）のタイミング	A 4-7 原則として、取扱いの証券会社にて本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使請求取次依頼書の受理（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合があるものと理解しておりますが、各本新株予約権者の皆様ご自身にてご確認ください）及び行使価額の払込みの完了が確認出来た日から、4営業日（当該証券会社から当社への本新株予約権の権利行使の請求及び行使価額の払込みが完了した日から、おおよそ3営業日）に、各本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における証券口座に交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となるものと理解しております。 <u>お取引先証券会社によって異なりますので、各お取引先証券会社へお問合せください。</u>
Q 4-8 本新株予約権の行使に関して発生する費用	A 4-8 本新株予約権の行使に関して発生する費用はお取引先証券会社によって異なる場合がございますので、各お取引先証券会社にお問合せください。
Q 4-9 本新株予約権を行使して取得する株式につき、8月末の当社決算期末の株主の権利（定時株主総会における議決権及び期末配当）を	A 4-9 当社の2024年8月期にかかる定時株主総会での議決権や2024年8月期期末配当の基準日は2024年8月31日です。本新株予約権を行使することができる期間は、2024年7月12日から9月11日とされておりますが、本新株予約権の行使期間中の2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、決算期末による振替機関の本新株予約権の行使取次停止期間となっております。証券会社等における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローにつきましては、上記「A 4-5 本新株予約権の権利行使可能期間」に記載した内容と同様の取次ぎが行われることが想定されておりますので、本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式につき、2024年8月期に係る定時株主総会での議決権や期末配当を受領する権利を



<p>得るためには、いつまでに本新株予約権の権利行使をすればよいのか</p>	<p>得るためには、原則として、2024年8月26日の営業時間までに上述の新株予約権の行使手続きの完了を確認することが必要です（前述のとおり、2024年8月31日は2024年8月期期末配当の基準日でもあります。2023年8月期決算短信において公表しておりますとおり、2024年8月期の配当予想は無配としております。）。なお、証券会社によっては行使請求の受付期間や手続きの完了迄に要する期間がこれとは異なる場合がありますので、行使請求受付期間及び行使手続きにつきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
--	--

## 5. 本新株予約権の売買について

本新株予約権売買可能期間：2024年7月12日から2024年9月6日（予定）

Question	Answer
<p>Q 5 - 1</p> <p>本新株予約権の売買</p>	<p>A 5 - 1</p> <p>本新株予約権の市場での売買は、上場期間中において、お取引先証券会社を通じて行うことが可能です。ただし、証券会社により、本新株予約権の売買の手続きや売買請求の受付最終日等が異なる場合がありますので、各お取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 2</p> <p>本新株予約権の売買可能期間</p>	<p>A 5 - 2</p> <p>本新株予約権につきましては、2024年7月12日から2024年9月6日まで、東京証券取引所にて上場を予定しており、2024年9月5日まで東京証券取引所を通じた本新株予約権の売買が可能となる予定です。</p> <p>当該期間につきましては、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされ、当社でもプレスリリースにて公表を予定ですので、改めて当該プレスリリースをご確認ください。なお、証券会社によっては当社が提示している本新株予約権の売買期間と異なる（短い）期間を設定している場合があります。ご自身で、事前に、お取引先証券会社へ本新株予約権の売買期間及び手続き方法等をご確認いただきますようお願いいたします。</p>
<p>Q 5 - 3</p> <p>本新株予約権の市場売買単位</p>	<p>A 5 - 3</p> <p>本新株予約権の市場売買単位は、当社普通株式の場合と同様 100 個単位となります。なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。</p>
<p>Q 5 - 4</p> <p>単元未満株式に割り当てられた本新株予約権の行使</p>	<p>A 5 - 4</p> <p>本ライツ・オファリングにおいては、単元未満又は市場での売買単位未満の株式を含め、当社普通株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。単元未満かつ売買単位未満の株式に対して割り当てられた本新株予約権についても、本新株予約権の行使は可能ですが、この場合単元未満かつ売買単位未満の株式を取得することとなります。</p> <p>当社普通株式の単元株式数及び市場での売買単位はいずれも 100 株であるため、当該単元未満かつ売買単位未満の株式（100 株未満の当社普通株式）については、議決権等当該株式に係る権利の一部が制限され、かつ当該株式については市場での売買は行えません。なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。</p>

<p>Q 5 - 5</p> <p>単元未満株式の処分方法</p>	<p>A 5 - 5</p> <p>単元未満株式を有している株主の皆様は、当社に対して、単元未満株式の買取り（100 株に満たない株式を当社にて買い取ることを請求することが可能となります。当該制度の利用につきましては、各お取引先証券会社までお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 6</p> <p>本新株予約権を市場で売買した場合の手数料</p>	<p>A 5 - 6</p> <p>本新株予約権を市場で売買する場合、証券会社への売買手数料が生じます。具体的な手数料の金額については、各お取引先証券会社にお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 7</p> <p>売却代金の入金</p>	<p>A 5 - 7</p> <p>基本的に売却日から 2 営業日後に証券口座に払い込まれます。</p> <p>ただし、お取引先証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、各お取引先証券会社にお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 8</p> <p>本新株予約権を市場で取得した後、行使までの手続き</p>	<p>A 5 - 8</p> <p>市場で取得した本新株予約権は約定日から 2 営業日後に受け渡しとなります。</p> <p>また、取得した本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するためには行使価額の払込みが必要になります。本新株予約権の行使に関する手続きは、上記 4. 「本新株予約権の行使について」をご参照ください。ただし、お取引先証券会社によって手続きが異なる場合がございますので、ご自身で各お取引先証券会社にお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 9</p> <p>本新株予約権はどの証券会社でも買付けを行っているのか</p>	<p>A 5 - 9</p> <p>原則、本新株予約権の買付けの取次はどの証券会社においても行われる予定と理解しておりますが、ご自身においてお取引先証券会社にご確認いただくことをお勧めいたします。</p>

<p>Q 5-10</p> <p>本新株予約権の買付けに伴う株式公開買付け規制</p>	<p>A 5-10</p> <p>本新株予約権につきましては、東京証券取引所の市場を通さずに相対にて買い付けることも可能であると理解しています。ただし、当該方法により買付けを行う場合につきましては、買付けの期間、買付けの相手方の人数、買い付ける本新株予約権の個数によっては、金融商品取引法第27条の2第1項各号のいずれかに該当し、公開買付けの手続きが必要となる可能性もございますので、ご注意ください。</p> <p>詳細につきましては、ご自身にて個別に弁護士等にお問合せください。</p>
---	--

## 6. 税務上の取扱い等について

本項目において記載する本新株予約権に係る税務上の取扱い等について、当社の考えは以下のとおりです。

ただし、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、株主の皆様及び本新株予約権者皆様ご自身の責任におきまして、自らの税理士等の専門家及びお取引先証券会社にご確認いただきますようお願いいたします。また、外国居住者につきましては、適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がありますので、各外国居住者において、それぞれに適用される法令の弁護士、税理士、お取引先証券会社等にお問合せください。

Question	Answer
Q 6 - 1 本新株予約権の入庫 口座	A 6 - 1 各株主の皆様が保有している当社普通株式が記録されている振替口座が、特定口座か一般口座かに応じて、いずれかの振替口座簿に本新株予約権も記録されることとなると理解しております。ただし、お取引先証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身で、各お取引先証券会社へご確認ください。
Q 6 - 2 本新株予約権の譲渡 にかかる税金	A 6 - 2 当社は、無償割当てによる本新株予約権の取得については、原則として、簿価は 0 円であり、譲渡価額から譲渡費用（消費税等を含みます）を差し引いた金額が譲渡益となり課税対象となると理解しています。なお、譲渡益に対する税率は、20%（所得税 15%、住民税 5%）になります。また、2037 年 12 月 31 日までの間は、所得税額に対し 2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。お取引の際には、ご自身で税理士等の専門家又はお取引先証券会社にお問合せください。
Q 6 - 3 本新株予約権が一般 口座に入った場合 における確定申告	A 6 - 3 当社は、確定申告が必要となる場合があると理解しておりますので、ご注意ください。各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様ご自身で税理士等の専門家又はお取引先証券会社にお問合せください。

<p>Q 6 - 4</p> <p>本新株予約権は少額投資非課税制度 (NISA) による NISA 口座で取引可能か</p>	<p>A 6 - 4</p> <p>株主様あるいは投資家様が、①株主確定日である 2024 年 7 月 11 日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式を NISA 口座内で保有する場合に割り当てられた本新株予約権、及び②NISA 口座において新たに買い付けた本新株予約権につきましては、NISA 口座内で売買のお取引ができるものと理解しております。</p> <p>一方、①株主確定日である 2024 年 7 月 11 日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式を NISA 口座以外で保有する場合に割り当てられた本新株予約権、及び②NISA 口座以外の口座において新たに買い付けた本新株予約権につきましては、NISA 口座に移すことはできないものと理解しております。</p> <p><b><u>ただし、お取引先証券会社によっては取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身でお取引先証券会社へお問合せください。</u></b></p>
<p>Q 6 - 5</p> <p>本新株予約権を行使して取得した株式の簿価</p>	<p>A 6 - 5</p> <p>本新株予約権の取得方法に応じ次のとおりとなります。</p> <p>① 無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合</p> <p>「権利行使による 1 株当たりの払込金額 500 円」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額となります。</p> <p>② 市場の売買により取得した本新株予約権の行使による場合</p> <p>「権利行使による 1 株当たりの払込金額 500 円」+（「本新株予約権の取得価額（取得に要した売買手数料等を含みます。）」÷「権利行使により取得した株式数」）により算出した 1 株当たりの取得価額に対し「権利行使により取得した株式数」を乗じた額となります。</p>

## 7. 株主の皆様における大量保有報告書等の提出義務について

Question	Answer
<p>Q 7 - 1</p> <p>本新株予約権割当時における大量保有報告書又は変更報告書の提出義務</p>	<p>A 7 - 1</p> <p>現行の法制度に基づきますと、本ライツ・オファリングにおいて、(i) 本新株予約権の割当てによって各株主様の保有株券等（共同保有者の保有株券等を含みます。以下同じ。）に係る株券等保有割合が初めて5%を超える場合には新たに大量保有報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の23）が、また、(ii) 本新株予約権の割当て前において株券等保有割合が5%超であり、既に大量保有報告書を提出している場合には変更報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の25）が、それぞれ発生すると理解しております。大量保有報告書又は変更報告書（以下「大量保有報告書等」といいます。）は、提出義務が発生したその日（本新株予約権の割当てに伴い提出する大量保有報告書等の場合、割当日である2024年7月12日）の翌営業日から起算して5営業日以内に提出を要することになるため、2024年7月22日までに提出が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>株券等保有割合につきましては、大要以下の計算式にて計算がなされます。</p> <p>株券等保有割合 = A / B</p> <p>A = 保有株式数（保有者+共同保有者） + 潜在株式数（保有者+共同保有者）</p> <p>B = 発行済株式総数 + 潜在株式数（保有者+共同保有者）</p> <p>※「発行済株式総数」は2,158,553株（2024年5月31日現在）。「潜在株式数」は各株主様に割り当てられた新株予約権を全て行使した場合の取得株式数（例えば、新株予約権を100個割り当てられた場合は、100株（1単位）となります。）</p> <p>なお、上記の計算式は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採用しなければならない可能性があります。株券等保有割合の計算及び大量保有報告書等の提出義務の存否に係る判断については、ご自身の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。</p>

	<p>その他、以下の状況におきましても大量保有報告書等の提出が必要となる可能性がありますので、株主様につきましてはご注意ください。</p> <p>新株予約権の行使を行った場合⇒Q 7-3</p> <p>新株予約権の売買を行った場合⇒Q 7-4</p> <p>新株予約権の行使期間満了時⇒Q 7-5</p>
<p>Q 7-2</p> <p><u>本新株予約権行使期間中における大量保有報告書又は変更報告書の提出義務</u></p>	<p>A 7-2</p> <p>本新株予約権の行使期間においては、他の本新株予約権者による本新株予約権の行使に伴い、当社の発行済株式総数が変動するため、本新株予約権者の株券等保有割合は行使期間中も日々変動することが想定されます。ただし、現行の法制度に基づきますと、下記Q 7-3においてご説明する本新株予約権を行使した場合やQ 7-4においてご説明する本新株予約権（又は当社普通株式）を売買した場合のように本新株予約権者の保有する株券等の内訳や総数に変動がある場合を除き、大量保有報告書等の提出は不要であると理解しております。</p>
<p>Q 7-3</p> <p><u>本新株予約権行使時における変更報告書の提出義務</u></p>	<p>A 7-3</p> <p>本新株予約権が行使された場合、本新株予約権の割当て時に大量保有報告書等の提出が必要となった各株主が保有する株券等の内訳の変更が生じ、当該内訳の変更が発行済株式総数等の1%以上となる場合には、変更報告書の提出が必要となるものと理解しております。なお、上記A 7-2のとおり、本新株予約権の行使期間中、他の本新株予約権者による本新株予約権の行使に伴い、当社の発行済株式総数が変動するため、本新株予約権者の株券等保有割合は行使期間中も日々変動することが想定されますが、当社は、各証券会社の手続きの遅速があるため、適時に発行済株式総数の把握ができないことに鑑み、行使状況の報告をいたしません。当社は、行使期間満了後の2024年9月中旬を目処に行使結果及び、発行済株式総数を公表する予定です。</p>
<p>Q 7-4</p> <p><u>本新株予約権の売買時における大量保有報告書又は変更報告書の提出義務</u></p>	<p>A 7-4</p> <p>現行の法制度に基づきますと、本新株予約権の買付け又は売付けを行った場合におきましては、それにより株券等保有割合が5%を超える場合には、大量保有報告書の提出義務が、また、大量保有報告書の提出者の株券等保有割合に1%以上の増減があった場合には、変更報告書の提出義務がそれぞれ発生する可能性があるかと理解しております。</p>



<p>Q 7 - 5</p> <p>行使期間満了時における変更報告書の提出義務</p>	<p>A 7 - 5</p> <p>現行の法制度に基づきますと、未行使の新株予約権は、行使期間の満了に伴い消滅するとされていることから、本新株予約権の行使期間満了時において未行使の本新株予約権を保有する本新株予約権者で既に大量保有報告書を提出している方については、行使期間満了時に株券等保有割合が1%以上減少した場合、変更報告書の提出が必要になると理解しております。</p>
---	---

(ご参考) 本ライツ・オファリング スケジュールについて

本件ファイナンスのスケジュールとなります。詳細は2024年6月3日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」をご参照ください。新株予約権行使期間、新株予約権売買可能期間の期限は、取引先の証券会社により別途期限（短い期限）を設けている場合がありますので、取引先証券会社にホームページにて確認するか、取引先証券会社へお問い合わせください。

項目	6月			7月																												
	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
株主確定日														●																		
新株予約権 割当効力発生															●																	
新株予約権 売買可能期間															●																	
新株予約権 割当通知の 送付予定日																																
新株予約権 行使期間															●																	

項目	7月				8月																										
	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
株主確定日																															
新株予約権 割当効力 発生																															
新株予約権 売買可能 期間																															
新株予約権 割当通知の 送付予定日																															
新株予約権 行使期間																															

項目	8月					9月																								
	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
株主確定日																														
新株予約権 割当効力 発生																														
新株予約権 売買可能 期間	→									●																				
新株予約権 割当通知の 送付予定日																														
新株予約権 行使期間	→																													
新株予約権 行使取次 停止期間	→			●																										

**(売買可能期間) Q A5-2 参照**

2024年9月5日まで東京証券取引所を通じた本新株予約権の売買が可能となる予定です。なお、証券会社によっては当社が提示している本新株予約権の売買期間と異なる(短い)期間を設定している場合があります。ご自身で、事前に、お取引先証券会社へ本新株予約権の売買期間及び手続き方法等をご確認いただきますようお願いいたします。

**(行使期間) Q A4-5 参照**

証券会社にて権利行使の取次業務を行うことによる実務上の制約から、実際には2024年9月11日の「前日」もしくは「前々日」の営業時間内(もしくは所定時間内)までとなります。ただし、お取引先証券会社によっては行使請求の受付期間がこれとは異なる場合がありますので、お取引先証券会社の行使請求取次の受付期間につき、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問合せください。また、2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、本新株予約権の行使取次停止期間となっており、本新株予約権の行使請求を行うことができません。

**ご注意**

この文書は、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本件に係る2024年6月3日付「ノンコミットメント型ライセンス・オファリングに関するお知らせ」(URL:<https://chiikinews.co.jp/news/category/ir/>)及び2024年6月3日付提出の有価証券届出書(URL:<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含みます。)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

以 上